

( 整理番号 0620 )

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月8日(火) 13時30分～17時05分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席2人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>①53円の引き上げ(現行特賃に地賃の上げ幅5.24%≒5.3%をかけたもの)</p> <p>②53円の引き上げ(変更なし)</p> <p>③53円の引き上げ(変更なし)</p> <p>④51円の引き上げ(歩み寄り、最終提示。地賃の上げ幅50円と51円で影響率に変化がないことから51円を提示。)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>①36円の引き上げ(前回提示額から変更なし)</p> <p>②40円の引き上げ(現行特賃に連合本部・春闘の賃上げ率3.9%をかけたもの)</p> <p>③45円の引き上げ(歩み寄り、最終提示)</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表51円の引き上げ、使用者代表45円の引き上げを提示して膠着したため、労使の主張を尊重かつ全会一致を目指しつつ、物価高騰による労働者の生計費等への影響や本年の春闘妥結状況等も考慮する一方で、原材料費の高騰や円安による中小・零細企業の経営への影響等も考慮し、それらを総合的に勘案し、公益委員見解として48円引き上げ、時間額1,055円を提示したところ、全会一致に至り結審となった。</p> <p>審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。</p> <p>審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。</p> <p>2 その他</p> <p>次回開催日程等について確認した。</p> <p>10月30日(水) 15:00～ 第5回栃木地方最低賃金審議会(部会報告)</p> <p>11月18日(月) 10:00～ 第6回栃木地方最低賃金審議会(異議審:予定)</p>						